

## 契約書案

## 貸借契約書(案)

件名 令和2～4年度国立劇場おきなわ携帯電話等抑止装置一式の貸借

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団理事長 富川 盛武（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、上記携帯電話等抑止装置（以下「装置」という。）の貸借及び付随する業務（以下「本件貸借業務」という。）について、次の条項によって契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別紙の仕様書及び図面に基づいて、装置を甲の指定した場所に設置し、甲に貸借する。

2 乙は、契約期間中、甲に対し、装置の適切な操作方法を指導するとともに、装置が常時正常な状態で使用できるよう保守、修理又は調整（以下「保守」という。）を行うものとする。

3 乙は、本件貸借業務を別紙の仕様書に基づいて行うものとする。

（貸借期間）

第2条 貸借期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（貸借料及びその支払方法）

第3条 貸借料は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 金 円）とする。

2 上記の貸借料は、月ごとに支払うものとし、月額は上記の貸借料を36で除した金額とする。

3 乙は、月ごとの業務完了後、甲に請求書を送付し、甲は適正な請求書を受領した後30日以内に支払うものとする。

（債権譲渡の禁止）

第4条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承認させてはならない。

（業務完了報告及び検査）

第5条 乙は、月末日に、速やかに業務完了報告書を作成し、これを甲に提出する。

2 甲は、業務完了報告書を受領した日から10日以内に、乙が完了した本件貸借業務が契約の内容に適合しているか否かを検査し、これを確認する。

3 乙が完了した本件貸借業務が契約の内容に適合していない場合は、乙は、直ちにこれを改善し、再度甲の検査を受けるものとする。

（契約保証金）

第6条 甲は乙に対し、本契約の締結に係る契約保証金の納付を免除する。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本契約の締結及び本件貸借業務をなすにあたって知り得た相手方の秘密、情報等を外に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。

（契約の解除）

第8条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は本契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能になったとき。
  - (2) 本件賃貸借業務をなす能力を失ったとき。
  - (3) 相手方の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
  - (4) 強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、合併、解散、破産、会社更生、民事再生の申立があったとき。
  - (5) その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。
- (属性要件に基づく契約の解除)

第9条 甲または乙は、他の当事者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第10条 甲または乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲または乙は、他の当事者が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等の解除をせず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第11条 甲または乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を他の当事者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(損害賠償)

第12条 前条により本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の

被った損害を賠償しなければならない。

(訴訟に関する管轄)

第13条 本契約に関する訴えの管轄は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団の所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

(協議事項)

第14条 この契約書に定めない事項については、民法その他関係法令に則り、甲、乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号  
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

理事長 富川 盛武

乙